

1年生の保護者の皆様へ

令和3年4月15日

愛媛県立川之江高等学校

令和3年度 愛媛県高等学校等奨学のための給付金 前倒し支給申請等に係る手続きについて（お知らせ）

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。新入生のうち希望者を対象に4月1日を基準日として、4～6月分相当額の前倒し給付を行います。また、従来の7月1日を基準日とする申請については7月中旬頃改めてお知らせする予定です。

記

1 支給要件（基準日（4月1日）に次の要件を全て満たすこと）

- （1）保護者等全員の**令和2年度（令和元年分）**道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が**非課税**の世帯（生活保護受給世帯を含む）
- （2）保護者、親権者等が愛媛県内に在住していること
（県外在住の方はお住いの県へお問合せください）

2 支給額（対象生徒1人当たりの支給額）

世帯区分	通信制以外 （全日制・定時制） 4～6月分	通信制以外 （全日制・定時制） 7～3月分
	生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）	27,525円	82,575円
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	35,425円	106,275円

3 申請書等配布場所

○愛媛県立川之江高等学校事務室

該当される方は、申請書類をお渡ししますので、4月22日（木）までに、下記の問合せ先へご連絡ください。

【問合せ先】

愛媛県立川之江高等学校
担当 事務 三好
TEL：0896-58-2061